

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

- 1 本会の名称は、「RadMapユーザー会」と称する。
- 2 本会の英文名称は、「RadMap User Link(略称:RadLink)」と称する。

### 第2条(目的)

本会は、会員による、事業価値評価技術に関する意見交換及び事例・手法・理論などの研究を通じて、会員の評価技術および知識向上に貢献すると同時に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 1) 総会。
- 2) 年一回以上の研究会。
- 3) その他本会の目的を達成するために必要な活動。

### 第4条(事務局)

本会の事務局はインテグレート株式会社本社に置く。

### 第5条(活動年度)

本会の活動年度は1年とし、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

## 第2章 会員

### 第6条(会員の種別と資格)

本会は、以下に定められる会員により構成される。

- 1) 正会員 :RadMapを導入している団体、法人又は個人
- 2) 特別会員 :インテグレート株式会社

### 第7条(会員の権利と義務)

- 1 会員は諸資料の配布ならびに諸通知を受け、本会の活動に参加することができるものとし、本会則第3条に定められた本会の活動に協力するものとする。
- 2 正会員及び特別会員は総会において、一の議決権を有する。

### 第8条(入会)

- 1 本会の正会員になろうとする者は、代表者2名その他必要な事項を記載した入会申込書を事務局に対して提出する。事務局は、入会が発生した場合、これを役員に報告する。
- 2 尚、入会にあたっては、会員または事務局に対して本会の目的に賛同し、本会活動への参加意思があった非会員においては、その都度、本会則第16条2項2号に定める役員会の承認をもって、1回を基本としてオブザーバーとして研究会に参加することができる。

### 第9条(入会金及び会費)

本会の入会金及び年会費は、無料とする。ただし、研究会その他の活動にあたり、必要な費用を参加費として徴収する必要があると役員会が認めた場合には、役員はその旨を会員に通知し、当該参加費に係る活動に実際に参加する会員から徴収することができるものとする。

#### 第10条(退会)

- 1 会員が退会しようとする時は、事務局への申し出により退会とする。事務局は、退会が発生した場合、これを役員に報告する。
- 2 本会則第3条に定める本会の活動のいずれにも満3年以上参加していない会員は、役員会の議決により、退会とすることができる。
- 3 前項において、委任状による総会出席は、本会の活動への参加とみなす。

#### 第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当すると認められる場合には、役員会における全構成員の賛成によりこれを除名することができる。なお、除名した場合は、当該会員にこれを通知しなければならない。

- 1) 本会又は本会会員に対し、名誉を傷つけ、損害を与え、又はこれらの行為をしようとした場合。
- 2) 本会の活動を故意に妨げ、又は妨げようとした場合。
- 3) 本会則の規定に違反した場合。
- 4) その他本会の会員として不適当である場合。

### 第3章 役員等

#### 第12条(役員)

本会は、会の運営にあたり以下の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名以上
- 理事 若干名
- 監事 1名以上

#### 第13条(役員職務)

- 1 会長は、本会を代表して活動を統括し、総会の招集を行う。また、活動において参加費を徴収する際の会計事務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、また諸事情により会長の職務遂行に支障が生じた場合、その任務を代行する。
- 3 理事は、会長・副会長を補佐し、本会の企画・渉外活動等を審議する。
- 4 監事は本会の活動、及び会計を監査審査する。

#### 第14条(役員を選任)

1. 役員は、総会で正会員または正会員の構成員の中から輪番を基本として選任する。
2. 前条に定める役員職務は選任された役員の中から互選で選任する。

#### 第15条(役員任期)

1. 役員任期は、原則2年間とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第16条(役員会における審議)

- 1 役員会は、会長、副会長、理事並びに事務局によって構成され、会長が招集する。
- 2 役員会は、会長を議長とし、以下の事項を審議決定する。
  - 1) 総会議案の作成
  - 2) オブザーバー参加に関する事項
  - 3) 会員の除名、長期間活動のない会員の退会に関する事項
  - 4) その他、本会の運営に必要な事項
- 3 役員会は、構成員の過半数以上の出席をもって開会し、役員会の議事は全構成員の3分の2以上の賛成により決する。
- 4 役員会は、電子メールを使用して行うことができる。

## 第4章 総会

### 第17条(総会の構成)

- 1 総会は、議決権を有する会員によって構成される。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会の二種類とし、定期総会は年一回活動年度開始より3ヶ月以内に開催する。
- 3 議決権を有しない会員は、総会を傍聴することができる。

### 第18条(総会における議決事項)

- 1 総会は、次の事項を議決する。
  - 1) 年間活動報告。
  - 2) 会計監査報告。
  - 3) 役員を選任。
  - 4) 年間活動計画。
  - 5) 会則改正。
  - 6) その他、本会の運営に関する重要な事項。
- 2 前項第1号から第5号に定める事項については、定期総会で取り扱うこととする。

### 第19条(総会の招集)

総会は会長が招集し、議決権を有する会員に通知する。この場合、会長は、すべての会員に対して、会議の目的事項を総会開催日14日前までに知らせなければならない。

### 第20条(総会の開催と議決)

- 1 総会は、議決権を有する会員の2分の1以上の出席(委任状出席を含む)をもって開会することができる。
- 2 総会の議長は、総会の都度、総会に出席している議決権を有する会員の中から選定するものとする。
- 3 総会の議事は、議決権を有する出席者の過半数の賛成により決する。
- 4 総会は電子メールを使用して行うことができる。

## 第5章 会則改正

### 第21条(会則改正)

会則の改正は、総会において議決権を有する出席者の3分の2以上の賛成により決する。

## 第6章 雑則

### 第22条(定めのない事項)

本会則に定めのない事項については、役員会にて決定し、次の定期総会で報告するものとする。

附則 この会則は 2003年10月 1日から施行する。(2006年9月22日改正・2011年10月28日改正・2013年10月18日改正・2014年11月7日改正・2015年8月1日改正)